

2017年6月2日

国土交通大臣 石井 啓一 様

日本共産党熊本県委員会  
県委員長 日高伸哉

熊本地震から、住まい・暮らし・生業の再建を進めるための要望書

熊本地震に対する国からのご支援に感謝申し上げます。

熊本地震発災から一年が経過した被災者の状況を知るために、私たち日本共産党熊本県委員会は、アンケート 10 万枚を 19 の被災市町村に配布し、被災者から回答を寄せていただいています。また、4 月 29, 30 日には小池晃書記局長(熊本地震災害対策本部長)先頭に国会調査団が被災地を訪ね、具体的なお悩み、ご要望など伺ってまいりました。

これらの活動を踏まえ、現段階における差し迫った課題について、国に要望させていただくものです。よろしく願い申し上げます。

[要望項目]

- ① 南阿蘇鉄道の復旧に、東日本大震災の三陸鉄道と同様の支援措置を行なうこと。
- ② 宅地被害に関する公共事業適用の要件を緩和すること。  
(今回の熊本地震被害の実態を踏まえ、盛土造成地の滑動被害(小規模)の被害に対する復旧事業が要件緩和され、2戸以上、盛土高2m以上とされました。しかし、特に住宅が点在している周辺部では条件に適合する住宅は少なく、被害の実態に即した支援となっていません。1戸からでも事業の対象となるよう見直しを求めます。)
- ③ 液状化や大規模盛土滑動被害に対する国の補助を災害復旧事業並みに引き上げること。また、被害住民に、対策についての説明会を開催すること。
- ④ すべての宅地被害に対し、国が全面的に財政支援を行なうこと。  
(熊本県は独自に、宅地復旧のための支援として、基金から拠出して復旧工事に要する経費の一部を支援しました。けれども全額補助でない、工事費 50 万円以下は対象外、いったん工事費を手出しし領収書の提出が必要、など多くのハードルがあります。)
- ⑤ 耐震診断、耐震補強工事への国からの支援をおこなうこと。  
(地盤が不安定な地域における自宅再建の際には、杭を打ち込むなどの地盤補強工事が必要となっていますが、大きな費用がかかるにもかかわらず独自の支援はありません。)
- ⑥ 土砂災害特別警護区域における防護壁設置費用への支援をおこなうこと。
- ⑦ 私道の復旧への支援をおこなうこと。
- ⑧ 改良復旧に関し、補助率の引き上げ、工事費限度額の引き上げなど、制度の改善を行なうこと。

- ⑨ 災害公営住宅建設については、必要とされる戸数の建設を認めること。
- ⑩ ただでさえ人手不足の中、適用除外(従業員4人以下、一人親方)の事業者まで社会保険加入の適用を強制しないように、また現場排除を行わないように指導すること。
- ⑪ グループ補助などの支援制度を使って事業を再建しようとかんばっている中小企業の皆さんが、極端な建設業者不足の中、工事が進まない被災者の実情がある。関係省庁や自治体と連携して、被災事業者に建設業者の情報提供を行う仕組みを講じるなど、必要な対応を行うこと。

以上